

タイ向け輸出に係る選果こん包施設認定実施要領に関するQ A
(令和7年3月19日時点)

番 号	質 問	回 答
1	手数料の納付方法は？	実施要領別記様式第1号「認定申請書」に、「静岡県収入証紙」を貼付して県に提出してください。 「静岡県収入証紙」の購入先は、以下のHPから御確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1003694/1030350.html
2	実施要領第10条「認定の取消」(5)その他相当の理由があると認められる場合とは？	以下の場合を想定しています。 <ul style="list-style-type: none">・ 施設の移転により、認定した施設の所在地が変わる場合・ 施設の改修、品目の追加、変更により、第2条第5項の検査を実施する必要があると判断する場合
3	植物検疫の観点から必要な選別・梱包施設の登録に関する申請の窓口は？	窓口は、県食と農の振興課です。 (電話番号：054-221-2749)